

平成31年度 地域学校協働活動推進事業に関するQ & A (H30. 10. 〇)

※ 現在、概算要求段階のため、今後、以下の内容に変更が生じる場合があります。

<事業の概要>

Q 1. 「地域学校協働活動推進事業」の目的は何か。

A 1. 本補助事業は、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」（社会教育法第5条第2項、第6条第2項）を推進するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」（社会教育法第9条の7）の配置や機能強化により、基盤となる「地域学校協働本部」の整備を行った上で、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による教育活動などを通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ろうとする教育委員会の取組を支援するものです。

Q 2. 「地域学校協働活動推進事業」の経費はどのようなものに使えるのか。

A 2. 本補助事業は、都道府県等において地域学校協働活動の総合的な在り方を検討する「推進委員会」や、市町村において地域学校協働活動の運営方法等を検討する「運営委員会」及び研修会の開催に係る経費。また、地域学校協働活動推進員の配置や、個別の活動の担い手となる協働活動支援員、学習支援員、協働活動サポーターの謝金等を主な経費として想定しています。

Q 3. 平成31年度は、複数の活動を実施していない場合は申請ができないのか。また、学校運営協議会と地域学校協働本部の両方を設置（あるいは設置を予定）していないと申請ができないのか。

A 3. いずれの場合においても申請は可能です。ただし、地域学校協働活動の推進にあたっては、地域学校協働活動推進員等の配置した上で、幅広い地域住民や団体等の参画を得て、様々な活動をゆるやかなネットワークで結び、総合的な実施を目指していること、また、学校運営協議会については、平成29年3月の地方教育行政法の改正により、「学校運営に必要な支援についても協議を行う」ことが規定されたことから、各学校において学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進し、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されています。

このため、以下の項目を満たす自治体に優先的に予算を配分する可能性があります。

①小中学校におけるコミュニティ・スクールの設置割合^{*1}が〇%であること

②小中学校における地域学校協働本部の設置割合^{*1}が〇%であること。

③地域学校協働活動推進員を委嘱・配置することにより、活動の総合化・ネットワーク化を図る自治体の割合^{*2}が〇%であること。

④放課後の多様な体験・活動を提供する取組（放課後子供教室）を新たに実施する学校区の割合が〇%の自治体

※1 今後2年以内に設置を予定している場合も含む。

※2 行政職員等によって、地域学校協働活動推進員と同等の役割が果たされている場合も含む

Q 4. 本事業の実施に要する経費として認められる費目は何か。

A 4. 本研究の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費とします。

ただし、企業や団体への一部委託を行う場合は、本事業の要綱・要領に基いた委託に関する要綱・要領等を必ず作成することとし、活動のすべてを受託団体等が行うのではなく、幅広い地域の人材等が参画できる仕組みとなるよう配慮すること。また、委託での実施であっても詳細な証拠書類の提出を求めることがあるため、学習支援員等の出勤簿や支払い明細等の管理を確実に行わせることが必要です。

詳細については、今年度の要綱・要領やQ&A（2月に配布）を参照し、不明な点については、幅広く担当までご連絡ください。

Q 5. 地域学校協働活動推進員はどのように配置すべきか。

A 5. 地域学校協働活動推進員の配置は、地域の実情に合わせて、実施自治体が決定します。

配置にあたっては、一つの学校区へ配置する場合もあれば、拠点校を位置付けた上で中学区等の複数校区の業務を担うことも可能とします。また、複数地域の学校区を束ねる場合や、域内の全学校区の業務を担う場合には、統括的な地域学校協働活動推進員として配置することもできます。

Q 6. 地域学校協働活動推進員にはどのような方を選ぶのか。何か資格が必要か。

A 6. 学校や地域の実情に合わせて選んでいただいても構いませんが、自治体の例では、地域コーディネーターとして活動されている方や、自治会役員、元教職員、PTA役員経験者等が地域学校協働活動推進員として委嘱されています。

また、特に必要な資格は設けていませんが、社会教育法に基づき、教育委員会が委嘱を行うことから、資質の向上や地域学校協働活動推進員同士の情報交換等を目的とした研修会を定期的実施する必要があります。

Q 7. 地域学校協働活動推進員の雇用は可能か。

A 7. 本事業は、原則として地域の人材にボランティアとして参画していただくことで地域の様々な人材が連携協力して子供たちの支援や学校との協働活動を行うものであり、その協力に対して既定の額での謝礼を支出することができます。

上記の考え方から、補助対象となるのは地域学校協働活動推進員として活動する「実働時間に謝金単価を乗じた金額のみ」であり、それ以外の経費は補助対象外となります。

Q 8. 地域学校協働活動推進員に対して、月額で一定の給与を支出することは可能か。

A 8. 活動実績によらない一律の給与・謝金の支出はできません。実際に活動を行った時間数に対し、謝金単価を乗じた額以上に支出された謝金は補助対象外経費となります。

Q 9. 地域学校協働活動推進員への交通費の支給は可能か。

A 9. 本補助事業においては、基本的に地域住民による参画を想定しているため、通常の業務で活動する際に係る交通費（通勤・学校訪問等）は補助対象外経費です。ただし、都道府県等が開催する研修会等に参加する場合については、該当自治体の会計規則等に準じて旅費の支給が可能です。

Q 10. 地域学校協働活動推進員は必ず配置しなければならないのか。

A 10. 統括的な地域学校協働活動推進員等は必置ではありませんが、地域学校協働活動推進員（若しくは地域コーディネーター）の機能を果たす方は、有償、無償に関わらず必置です。社会教育法の趣旨に鑑み、教育委員会による委嘱を受けた地域学校協働活動推進員を配置している自治体に対し、優先的に予算を配分する可能性があります。

Q 11. 放課後子供教室と放課後児童クラブを一体型として運営する際の基準や要件について教えてほしい。

Q 11. 放課後児童クラブと「一体型」の放課後子供教室とは、同一小学校内等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が実施され、放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に放課後児童クラブの児童が希望すれば参加できるものです。また、「同一小学校内等」とは、双方が同一小学校内で実施している場合に加え、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接（児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）する場所で実施している場合（公民館、児童館等）も含まれます。

一体型として実施する場合は、学校区ごとの協議会の設置を補助要件とします。

なお、「新放課後子ども総合プラン」では、現行プランにひきつづき「一体型」を全国1万か所以上で実施することを国の目標としていますが、放課後子供教室を放課後児童クラブとの一体型とするかについての最終的な判断は実施主体である市区町村において行うものであり、文部科学省の判断を仰ぐものではありません。